

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第492回

令和5年9月1日（金）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第492回 議事録

1. 日時

令和5年9月1日（金） 14:00～16:07

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室B・C・D

3. 出席者

原子力規制委員会

田中 知 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

金城 慎司 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

志間 正和 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

荒川 一郎 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

伊藤 岳広 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

中澤 稔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

加藤 翔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

日本原子力研究開発機構

福井 康太 大洗研究所 環境保全部 部長

森平 正之 大洗研究所 環境保全部 次長

庄司 喜文 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課 課長

佐藤 拓也 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課 主査

杉山 達也 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課

佐藤 諒人 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課

今井 智紀 大洗研究所 環境保全部 減容処理施設準備室 室長

4. 議題

(1) 日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設に係る設計及び工事の計画

## の認可申請について

### 5. 配付資料

資料1 新規性基準に係る廃棄物管理施設の設工認の申請について

資料2 日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設に係る指摘事項（案）

### 6. 議事録

○金城チーム長代理 定刻になりましたので、ただいまから第492回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開催します。本日は、田中委員、Webで参加いただいておりますので、議事のほうは、規制庁の金城のほうで進めさせていただきます。

議題は、お手元にお配りの議事次第に記載のとおりであります。本日の会合ですけれども、テレビ会議システムを利用しています。音声乱了れの場合などは、お互いにその旨を伝えるようにしてください。

それでは、議事に入ります。本日の議題ですけれども、議事次第にありますように議題1、日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設に係る設計及び工事の計画の認可申請についてであります。

それでは、まずJAEAのほうから資料1を用いまして説明をお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄司と申します。よろしくお願いします。

それでは、資料1に基づきまして、大洗廃棄物管理施設の設工認の申請について、概要を御説明させていただきます。資料でございますが、目次がございます。まず設工認に係る概要、2番目に管理施設における設工認申請漏れ確認プロセスということで構成されてございます。

まず、廃棄物管理施設の設工認に係る概要でございますが、4ページを御覧いただくと、これについては廃棄物管理施設の配置図になってございます。今回対象施設ということで、赤文字で示してございますが、全部で18施設ございます。このほかにOWTFがございまして、管理施設としては19施設ございますが、今回の申請対象としては18施設になります。

5ページでございますが、この申請に至る経緯ということで記載をしてございます。今回の申請を行う前に、既に申請済のものが4件ございます。まず1件目でございますが、これは工事に関するものということで、19施設で、申請内容も多岐にわたるということもございまして、我々としては分割して申請を行ってきております。まず、工事を伴うものに

ついて、安全上のリスクの低減効果が高く、設計工事を要するもの。例えば自動火災報知設備などでございますが、そちらの設工認を優先して、施設の安全性を向上させ、分割で進めるということで進めておりまして、まず四つほど、もう申請をしてございます。全て認可をいただいているというものでございます。

通信連絡設備とか、自動火災報知設備の一部変更後、あと遮蔽スラブ、固体集積保管所でございますが、スラブの追加。あとはOWTFの設置ということで、四つほど、これは申請して認可をいただいているものでございます。そのほかに、今回の申請ということで、残りのものについて一括で申請しているということで、大きく四つの項目になってございます。バックフィット対応としての設備の追加で対応するもの。あと今回設備の使用停止というものが含まれてございますので、使用停止に伴う設備の変更。あとは設備の使用停止に伴う追加ということで、使用停止に伴いまして、新たに追加するものということで、大きなものはこちらの項目になります。今回、これらの含めた設工認の申請について審議いただくということになってございます。

資料の6ページでございますが、今回、申請対象であるものについては、技術基準に関わる規則に対して…。

○荒川チーム員 すみません、規制庁の荒川ですが、ページなんですけれども、いただいているパワーポイント資料右下にはページ番号が振ってございまして、ちょっとずれてますので、そこはどちらかに統一していただいて、恐らく資料右下に書いてあるページで御説明いただければと思います。

すみません、加えてですけれども、田中委員、マイクが入っているようなので、一旦切っただけであればと思っています。御発言のときに入れていただけると大変ありがたいと思います。以上でございます。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。申し訳ありませんでした。資料の右下のページで進めさせていただければと思います。

それでは、右下5ページでございますが、今回、設工認に関して、技術基準に対応するものということで、全体の概要ということで載せてございます。一条から二十四条までということになりますが、そこで該当しているものということで、今回、説明については4回に分けて審査会合で御説明させていただきたいというふうに考えてございまして、それぞれ回数に分けて色分けしてございます。対象施設につきましては、先ほど言いました18施設でございますので、それぞれアルファベットをつけさせていただいて、そこで振り分け

ているというようなものになります。これが全体の概要ということになります。

続いて6ページ見ていただくと、それぞれ第2回、第3回、第4回の詳細を記載しているものでございます。6ページについては第2回のものでございますが、条文に関しては第九条、十七条、五条、八条ということで記載をしてございまして、追加する設備と使用停止に伴い変更または追加する設備を対象とするということで、この振り分けについては、説明及び審査の時間を勘案して決めさせていただいております。それぞれ条文に対して対象設備ということで、九条に対しては建家、境界。十七条については、対象設備は固体集積保管場Ⅰということになります。五条については、竜巻対策設備。八条については、こちらも建家と竜巻対策設備ということで、代表設備を記載しております。今回については、全体の概要を説明させていただいておりますので、この資料については第2回からの記載になってございます。

7ページにいきますと、第3回ということで、こちらについては、五つの条文について御説明するというので、これについては、バックフィット対応で追加する設備ということで、もともとの既設のもので対応するということになりますので、ということで書いてございます。十一条、十四条、十六条、二十二条、二十三条ということで、搬送設備とか、可搬型発電機、あとは通信連絡設備等が該当するものでございます。

8ページでございしますが、これは第4回ということで、これについては、使用停止に伴い変更する設備で、工事があるもの、ないものというものがございます。それと、その下、一番下にありますが、第十二条、これは安全機能を有する施設ということになりますが、これについてはほとんどの設備、対象の設備が該当するものでございしますが、第4回においてはこちらのほうを説明するというので、分割したものでございます。

資料、9ページ以降については、それぞれ第2回から第4回までの条文について、代表で御説明をしている、記載しているものでございます。右上に第2回とか、回数書いてございますが、こちらについては、9ページにつきましては、第2回で説明する条文について記載しているものでございます。

これ以降、資料の構成については、枠で白抜きのところについては、技術基準の条文を記載しているものでございまして、新規要求事項かどうかということで、これは赤文字で記載してございます。黄色がついているものについては、これは技術基準の適合性の説明を記載しているものとして見ていただきたいと。ピンクの色のものでございますが、これは許可書の本文のところ、第9章に該当するところを抜粋しているものでございます。

10ページのほう、水色で分けているものにつきましては、これは許可書の添付書類を、こちらのほうに記載しているものを抜粋しているものということになります。第九条については、不法な侵入等の防止ということで、今回、新規要求事項ということで、黄色の部分でございますが、これについては、各建家、管理区域境界の柵とか壁、扉になりますが、こちらについては既設のもの、工事が無いというものでございます。こちらについては、管理区域には境界、壁とか柵等で区画をしているということで説明をしております。基本的に出入口が1か所になってございますので、そういう設計をしていると。不法侵入に関する運用につきましては、廃棄物管理施設の保安規定に基づき作成する下部規定に定めるということになってございます。こういう形で技術基準のほう、適合性の説明を記載しているということでございます。

これに対して、設計条件ということで10ページに書いてございますが、具体的に管理区域境界には壁とか柵、区画を設けて、出入口には、物品搬入のための出入口及び管理区域側からのみ開くことのできる退避用の出口を除いて、基本的には1か所のみの設計ということになってございます。これに基づいて、18施設、御説明することになりますが、一応、例としまして11ページにございます。これは建家一つの例でございますが、右側です、建家の出入口は1か所になります。あと管理区域です。こちらは第1種管理区域と書いてございますが、それぞれ出入口は1か所で設計されているということになります。これが第九条。

12ページについては、同じく第九条でございますが、計測制御設備系統の施設についての説明が記載されてございます。計測制御設備、計測制御系統施設の不正アクセスの行為というのがありまして、通信回路については、サイバーテロの影響を受けないようにということで、技術基準のほうは記載してございまして、コンピュータネットワークの回線と独立しているということで、廃棄物管理施設の電子機器と事業所内外の電子計算機からの電気通信回路を通じての設備、系統・機器への不正にアクセスすることができない設計となっています。また、建家等に設置されておりますが、直接侵入できないということで、直接侵入して操作する不正アクセスの行為についても、制限しているということで、そこでも防止できるということで期待をしているものでございます。これについても、先ほどと同じように運用で、保安規定に基づき作成する下部規定に定めるものでございます。また、それに伴って許可書が記載されています。

13ページについては、代表例ということで仕様を書いてございます。通常、我々がいる

管理機械棟というところがございますが、そこでは通常パソコン等を使っておりますので、LAN、所外との通信ができるということになります。その右側に書いてございます、それぞれ建家にございます装置の制御盤とか、そういうものにつきましては、当然、警報については集中させておりますが、それについては外のLANにはつながっていないということで、独立させた設計となっているということで一例を示しているものでございます。

14ページについては、それは計測制御系統施設がどのくらいあるかということで記載した表でございます。それぞれ対象施設、用途については、液体の計測、あとは温度、圧力に関するものということが、計測に使っているものというのがございます。それぞれそれがどういう設備に該当しているかというのが、一番左側に書いているものでございます。全部で16施設でございますが、そちらに対して、温度なり、圧力、液位等を監視している施設、それぞれ建家のほうでも監視している、出入りについても監視していて、独立した回路を持っているということになってございます。

15ページについては、受入施設または管理施設ということでの技術基準に対して、今回の設工認対象ということで、管理施設が対象になりますが、工事についてはございませんが、条文上、管理施設の最大能力を超えないように管理するというのがあります。また、安全性が確保できる適正な定置方法により保管するということになってございますが、こちらについては保安規定に基づき作成する下部規定に定めております。許可書も隅方、16ページにございますが、それぞれ施設ごとにどのような設備、機器があるかということで書いてございます。それに基づいて設定しているということになります。

設計条件については、18ページにございますが、放射性廃棄物を貯蔵・管理できる能力を有するというので、管理する放射性廃棄物に対して十分な容量を有する設計とするということになってございまして、19ページに、それぞれ管理施設の、五つほどございます。固体集積保管場ⅠからⅣ、あと $\alpha$ 固体貯蔵施設ということで、それぞれ最大保管能力、現在、4年度の年度末の保管量でございますが、保管量が書いてございます。それぞれ保管方法ということで、保管施設によって種類が変わってきますが、それぞれ置き方が決まっております。という仕様になってございます。

20ページにいきまして、第五条になりますが、こちらは地盤関係でございます。これはもう新規要求事項になってございますが、こちらについては、まず竜巻対策ということで、これは防護壁ということで、工事が発生するものでございます。これは地震力が作用した場合において、当該施設を十分に支持することができるように建築基礎構造設計指針を参

考に、平板載荷試験に基づいて算定した許容支持力が常時接地圧を超えない地層に支持させるようにするというので、適用しているということになってございます。

それに基づきまして、21ページでございますが、設計条件になってございます。こちらについては、重要度分類Cクラスの建家については、常時設置圧が、平板載荷試験結果に基づく許容支持力の推定結果に余裕を見て、最大245.1kN/m<sup>2</sup>を超えないように設計するというような形になっています。それに対して今回、設計するものについては、コンクリートの壁になりますが、高さが3.5m、厚さ0.12mというものを設計するということとなります。こちらは、ちょっと後でまた図が出てきますので、またそこで御説明させていただきたいと思っております。

それと第八条です。22ページになりますが、外部からの衝撃による損傷の防止ということ。これについても新規要求事項になります。こちらについても、各建家について、建家等になりますが、工事があるというものでございます。第1項については、自然現象になりますが、自然現象の53事象のうち、地震、津波、これを除くもので、安全確保上考慮すべき事象ということで、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災とかを、過去の記憶及び周囲の環境条件から評価して、安全を損なうことのない設計とするということです。あとは事象ということで、飛来物、ダム崩壊、貯槽の決壊とか、そういうものについても安全を損なわない設計とするということというものになります。

具体的に設計で言いますと、ちょっと飛びますが26ページになりますが、設計条件ということで、外部からの衝撃の影響に安全を損なわない設計とするということで、あとは外部の衝撃により安全機能を喪失した場合には、人員が駆けつけるということで、代替設備・機器を用いて機能を維持するということになります。当然、そういう代替機器について維持できない設備については、安全機能を損なわないような設計をするということにしてございます。それと、遠隔でガス消火を行う設備についても、維持できるような構造にするということで、安全を損なわない設計とするということになります。

具体的な例として、27ページに書いてございますが、これは竜巻対策ということで書いてございます。藤田スケール2の最大風速に対しては、遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備並びに消火設備のうち、ガス消火設備ですね。それについては構造安全性を維持して必要な場合には代替設備等の活用で安全機能を維持するということになってございます。普通の竜巻で安全性が維持できない建物については、そこに記載があるとおりでございま



す。八つの施設でございます。それについては、配管等を閉じ込めとか、ボックスの閉じ込めとか、作業を中止して格納庫に物を保管するという対策をするということで維持するということで記載をしているものでございます。

28ページでございますが、先ほど竜巻対策設備の壁を作るという御説明をしましたが、こちらにつきましては、廃液処理棟という建物がございまして、そちらに飛来物の衝突による装置の配管の損傷を防止するということで、竜巻対策設備として防護壁を作るということになってございます。イメージとしては、その図に書いてございますが、飛来物、これは軽自動車等を想定してございますが、それが建家に衝突しないということで、その間に壁を設けるということで、先ほどの仕様、高さ3.5ということで、厚さもあるもの、0.26以上ということで記載をしているものでございます。

その他、29ページ以降はその他ということで、竜巻に伴うものということで、火災、溢水、外部電源喪失とか、火山とか、それぞれ事象に応じて、安全性が損なわれることがないように対応するというふうに記載をしているものでございます。

30ページにつきましては、それを組み合わせたものということで、洪水と降水、あとは積雪と凍結とか、そういうものにつきましても安全性を損なうことがないようにするというようにしてございます。

さらに31ページについても、飛来物、航空機落下等ですね。あと近隣工場等の火災、これについても、工場等については半径10km以内にはないと、工場は存在しないということになります。その建家の安全性を維持するように設計するということになります。それで、さらに必要なものについては、保安規定に基づいて作成する下部規定のほうに定めるというふうになってございます。

32ページでございますが、こちらは第十一条ということで、火災等による損傷の防止ということで、こちらについても新規要求事項になってございます。技術上の基準の適合性につきましては、こちらは工事はございませませんが、第3項について該当するというふうに考えてございます。可能な限り不燃性または難燃性の材料を使用する設計とするということ。あとは施設内に可燃物は持ち込まないということ。それについて、下部規定に定めるということになります。

具体的な例としましては、36ページになりますが、火災または爆発により安全性が損なわれないように、建家については構造材料に不燃材料を用いるということ。あとは設備についてはパッキン、フィルタ等を除き、可能な限り不燃性または難燃性の材料を使用する

設計とするということ。やむを得ず不燃性以外の材料を使用する場合には、着火源を付近から排除する設計というふうにするということになってございます。それと、管理区域内については、可燃性のものを持ち込まないと、保管しないということがございます。必要最小限にするということ、そういう管理をするということになります。

設計仕様が37ページに記載してございます。建家については、鉄筋コンクリートまたは鉄骨の不燃材を使用するということになっております。不燃性以外のものを使う場合については、先ほど言いました着火源を排除するとか、そういう対応をするというふうになります。あとは、電気ケーブル等を配置しないところについては、保護管とか金属製のカバー内に通してそれを配線するという形になります。あとは圧力に関しても、圧力逃がし機構等を設けて、作動して安全に維持するということになります。

38ページにつきましては、消火器、自動火災報知設備になります。今回工事はございませんが、今回の申請の対象となってございます。第1項、第2項は対象になるということになります。

具体的な仕様につきましては、40ページになりますが、今回対象になるのが、消火器と自動火災報知設備ということで、これは固体集積保管場Ⅳが対象になりますが、そちらについては自動火災報知設備と屋内消火栓設備が該当になります。そのほかの施設については、消火器が対象になりまして、施設については、ほぼ全部の施設が対象になってございます。これによって、廃棄物管理施設の安全性が損なわれないように、自動火災報知設備を設けて、集中的に管理機械棟というところで監視をしているものでございますが、警備所においても表示するというので、火災、爆発の発生を早期に感知して、自動または手動にて消火する設計になってございます。

具体的な系統が41ページに書いてございます。ここは現状になってございますが、今回対象になってございますのが赤いところに囲んでございますが、固体集積保管場Ⅳというところになってございます。各施設からの信号が真ん中上のほうにございますが、管理機械棟というところの複合火災受信機というところに入ってございまして、そこから右側に出ています警備所、上から2番目の警備所、北門と書いてあるところがありますが、そこに監視盤がございまして、そこで一括で管理されるということになります。今回対象になっているのは、この赤で囲んだ固体集積保管場Ⅳというところになります。

42ページでございまして、これについては第十四条、搬送設備になります。こちらについては、放射性廃棄物を搬送する設備ということで、今回申請をしているものでござい

す。技術基準適合につきましては、まず、クレーン、建家、工事はございませんが、建家のクレーン等が含まれております。あとはコンベアです。廃棄物を運搬するコンベア等につきまして対象になってございまして、クレーンについては最大重量、コンベア類については、搬送する放射廃棄物の定格荷重等を超えないよう、保安規定等の定める下部規定において制限をするということになります。さらに、搬送設備については、動力の供給が停止した場合、安全に保持するという事で、停止した場合についても安全に保持できるものであるということになってございます。

具体的な対象設備なんですけど、まず43ページに設計条件ということで、通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有する設計であり、動力が停止した場合には安全に保持できる設計となっております。

具体的には、44ページになりますが、施設が左側でございます。施設に対して設備、クレーンであったり、処理装置の搬送設備であったり、あとは保管場であればフォークリフトが対象になってございます。フォークリフト並びにエレベータですね。それにつきましては定格荷重とか、積載荷重とかというのは決まっておりますので、それらを守ること。あと動力の供給が停止した場合には、電磁ブレーキ等が作動するとか、停止してその状態を維持するというような機能を持っているものでございます。

45ページにつきましては、十六条になります。放射線管理施設ということになりますが、こちらについては1項の第四号が該当するという事で、具体的には出入管理設備になります。こちらにも工事はございませんが、更衣設備とか手洗い設備、退出汚染検査に用いるハンドフットクロスモニタとかサーベイメータ等を備える設計ということになります。あとはハンドフットについては、代替を持ってまして、サーベイメータとかを準備するというような設計になってございます。

具体的な記載としましては、47ページに設計条件というのがございます。放射線業務従事者の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入、これに対しては出入管理とか、表面汚染管理ができる設計というふうになります。さらに、個人被ばく管理ができる設計というふうになりますので、各管理区域の出入口には、放射線管理が必要な放射線サーベイ用機器を備えるということ。あと放射性物質による汚染の可能性のある区域への出入り及び物品の搬出入については、原則として汚染検査室。冒頭申し上げましたが、出入口は1か所になるということで、そこは汚染検査室ということになりますが、そこを通る設計とするというふうになります。

具体的に示しているのが48ページになりますが、左右分かれてございますが、施設が書いてございまして、それに対して設置する設備がそれぞれ記載をしているものでございます。これは今回対象ということになります。

49ページでございまして、放射能測定装置ということで、こちらは工事はないものでございますが、放射能測定設備ということで放射能測定機器を設けて、放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料等の放射能測定を行うために設ける設計ということになります。

具体的な設計条件としては、50ページになりますが、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設の放射線管理を行う試料を測定、分析するための測定機器ということで、 $\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲという建家に、サンプル自動測定装置、液体シンチレーション測定装置、 $\gamma$ 線核種分析装置というものを置くということになります。さらに、個人線量計ということで、こちらについては、個人被ばく管理用のポケット線量計ということになります。これについては、管理機械棟になりますが、管理区域入域時に測定するものということになります。

具体的には52ページになりますが、条件としましては、管理区域の出入口及び物品の管理区域への搬出入に対して、出入管理及び表面汚染管理ができる設計になっていると。あと個人被ばく管理ができる設計ということで、個人線量計を備えるということになってございます。具体的にはポケット線量計ということになります。

続いて、53ページでございまして、予備電源になってございます。これは外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備、その他必要な設備に使用することができる予備電源、これが設けられているということになります。これに対しては、今回は可搬型発電機ということで準備してございまして、外部電源系統からの電気供給が停止した場合について、それぞれ必要な安全機能がありますが、そのうち、閉じ込めの機能とか、監視が必要な設備に給電するための予備電源ということで、可搬型発電機を備えるということにしております。可搬型発電機につきましては、当然、供給される負荷の容量と予備電源の容量について考慮してございまして、十分な容量を有する設計のものということで、設計をしているものでございます。

条件としましては、54ページに書いてございまして、外部電源喪失時についても負圧を維持する設備、あとは安全上必要な監視、警報、通信連絡、これも使用する設備について予備電源から供給できる設計というふうにしてしております。ちなみに、ここに書いてありま

すが、OWTFについても給電できる設計になってございます。

具体的なものにつきましては、55ページに書いてございます。今回、可搬型発電機8台を準備してございまして、それぞれ給電対象施設が右側に書いてございます。各建家について、その建家に必要な安全機能の必要なものについて給電できるというふうにしてございます。一番上につきましては、 $\beta$ 、 $\gamma$ 3ということで、それぞれルーツブロワとかモニタ盤とか、そういうもの。あと管理機械棟については、放射線監視盤とか、給電、監視等必要なものについて、一番右の欄に記載をしているものでございます。負荷については、必要なものを算定したということになります。

56ページでございしますが、こちらは通信連絡設備になります。これは新規要求事項ということで、1号から3号まで書いてございます。これについては、安全上想定される事故が発生した場合において、施設内にいる放射線業務従事者、あと事業所内の人に対して、必要な指示ができるように放送設備、ページング設備、所内内線設備で構成する通信連絡設備を備えるということになります。

具体的な仕様としましては、58ページ。まず条件でございまして、廃棄物管理施設については、安全設計上想定される事故が発生した場合においては、施設内の人に必要な指示ができるよう、警報装置あと管理機械棟から各施設、建家が分散してございまして、各施設の各所に通報するための通信連絡設備ということで、放送設備あとは施設内で相互に連絡を行うためのページング設備等を設けるということにしてございます。事業所内にいる全ての人に対しては、一斉放送設備を設けるということになってございます。これらの設備については、外部電源喪失時においても、予備電源が供給できて使用できるようになってございます。それと、事業所外への通信連絡をする必要がある場合と、通信連絡ができるようにということで、外線の電話、外線FAXの交換機を経由する回線、メタル回線、携帯電話ですね。衛星携帯電話と、多様な方法による通信連絡ができる設計となっております。

具体的に言いますと59ページになりますが、通信連絡設備として事業所内、事業所外ということで分けてございます。事業所内については、一斉放送、ページング、加入電話、所内内線ということで、施設についてはそれぞれ各建家が該当してございます。あと事業所外については、加入電話、所内内線電話ということで、必要なところについて配置するということになってございます。

二十三条の中で、3項になりますが、60ページにある安全避難通路ということになります。

す。これについては、事業所内の人の退避のために、容易に認識できる避難通路、避難口を確保するという事で、避難用照明、誘導標識、誘導灯、こちらを設けるということになっております。こちらについても下部規定において、同等の性能を有するものと交換できるものというふうにしております。

設計条件でございますが、61ページに書いてございます。外部電源喪失時においても、予備電源または内蔵した電源で機能する避難用の照明、あと単純かつ明確かつ永続的な標識をつけた安全避難通路を設ける設計とするということで、安全避難通路については、誘導標識ということで各施設、全ての施設が対象になってございます。

62ページでございますが、地震による損傷の防止ということで、こちらについては、今回、使用停止に伴って新たに受入施設として申請する有機溶媒貯槽というところが該当してございます。こちらについては、 $\beta \cdot \gamma$  固体処理棟Ⅲという建家にごさいますして、液体廃棄物の受入施設ということで、今回、設工認対象としてございます。こちらについては、Bクラスとして静的地震力により発生する応力、これが安全上適切と認められる規格、基準等を参考に設定されている許容限度を超えず、弾性状態に留まるようにしていくということになります。

具体的なものについては、64ページの下側になりますが、仕様としましては、Bクラスのものになります。設計仕様ということで、有機排気貯槽になります。Bクラスのを今回、申請するということになります。

65ページにつきましては、閉じ込め機能ということになりますが、十条になります。これにつきましては、今回使用停止というところがございます。使用を停止する装置がございしますが、そちらのほうを対象になります。まず、65ページ下書いてございしますが、化学処理装置という、これは廃棄処理棟に設置されているものでございしますが、こちらについて使用を停止するという事で、配管のバルブの閉止とか、閉止板、閉止フランジの取付、あとは内部、塗料等による汚染の固定をすることによって、放射性廃棄物、これを限定された区域に閉じ込める機能を維持するようにするという事になります。

実際、増加というのは66ページに書いてございまして、設計条件になります。こちらについては、液体廃棄物を処理する設備ということで、使用の停止に伴いまして配管のバルブの閉止、閉止板、閉止フランジ、これを取り付けるということ。あと除染を行う。さらには、落ちないところについては塗装等による汚染の固定により、閉じ込め機能を担保するという事で、67ページに系統図を記載しております。施設廃棄処理棟にあります化学

処理装置ということで、いわゆる廃棄物を薬品で、放射性廃棄物を沈着させて下に集めて処理をします。上水とスラッジに分けて処理する設備でございますが、それぞれその機器等の入口出口のバルブを閉めたり、フランジに閉止板またはフランジを取り付けるということで、それぞれ閉じ込め機能を担保するということになります。この図で言いますと、赤いところが閉止する場所ということで見ていただければと思います。

同じく使用停止するものについては、セメント固化装置というものがございます。そちらの記載が68ページになってございます。セメント固化装置については、化学処理装置で発生したスラッジ、化学薬品を化学物質に放射性物質を吸着させて沈殿させるスラッジというものを処理する、それにセメントを混ぜて固化するものとなりますが、それ以外、蒸発装置で処理したものを処理できる装置でございますが、今回セメント固化装置については、化学処理装置で発生するものの系統を閉止するということになります。なので、先ほどと同じような形です。化学処理装置の系統について、配管について、バルブの閉止とか、閉止板または閉止フランジを取り付けるということ。それによっても、そのほか濃縮液を処理できるんですが、そちらについても処理できるように、内部を負圧状態にできるようにするというふうになります。

具体的には69ページにございますが、セメント固化装置については、汚染に起因する放射性物質及びその放射線量に応じて、壁、あとは気密になるように区画するとか、負圧維持等を行って、外部に漏れにくい設計とするということ。あと、使用停止に伴いまして、配管のバルブの閉止、閉止板、閉止フランジ、これを取り付ける。あとは除染、または塗料等による固定、汚染の固定ということで、閉じ込め機能を担保する設計となっております。

こちらのセメント固化措置につきましても、70ページに系統図が記載してございまして、この赤の部分については、閉止する箇所ということになります。

さらに71ページでございますが、こちらについては有機溶媒貯槽ということになります。こちらについては、受入施設として新たに設工認の申請を行うものになります。こちらについては、液体廃棄物ということで、施設外への漏えいをするのを防止するというもので、堰があるものでございます。堰がありますけれども、その堰内に漏えい検知器、これを設けるということで、漏えいの早期発見ということで、検出するというので、漏えいの拡大を防止できるような設計となっております。

具体的な仕様としましては、72ページに書いてございます。β・γ固体処理棟Ⅲという

ところに設置されてございますが、有機溶媒貯槽、廃油タンクと言っておりますが、容量としては、 $0.096\text{m}^3$ のもの、ステンレス製のものがございます。周りには堰がございまして、漏えい検知の警報が設けられているということで、拡大を防止すること。あとは早期発見ということでできるような仕様になってございます。

あとは処理済廃液貯槽というところがございます。その次のページにも、廃液貯槽Ⅰということで、こちら二つについては、廃液貯留施設Ⅰにございまして、これも工事ありとなっておりますが、これは使用停止に伴いまして、系統の閉止を行うものがございます。先ほどと同じように、配管のバルブの閉止とか、閉止板、閉止フランジの取付ということで、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持できるようにするというものがございます。2系統ございますが、こちらについては75ページに記載してございますが、化学処理装置に関連するものということで、左側に化学処理装置があります。赤いところで、閉止箇所が書いてございます。それが右側に流れてきますが、廃液貯槽Ⅰというところと処理済廃棄貯槽というところ、2系統ございますが、それぞれそこにいくラインを閉止するものがございます。これで閉じ込めるということで考えているものがございます。

76ページにつきましては、有機廃液一時格納庫というところのものがございます。これについては、有機廃液一時格納庫という建物がございまして、こちらを使用停止するということ。先ほど御説明しました有機溶媒貯槽というところがあるんですが、この有機廃液一時格納庫を使用停止することによって、新たに有機溶媒貯槽を受入施設として登録すると、設工認申請するということとなりますので、もともとこちらが受入施設になっていたものがございますが、こちらについて今回、工事、使用停止の工事を行うということでございます。こちらについても、保管しているものは容器、保管容器というものの中に放射性廃棄物が保管してございますので、それについては使用停止に伴いまして、バルブの閉止、あとその容器の蓋を取り付けることによって、限定された区域に閉じ込める機能を保持できるというふうに考えてございます。

そちらが77ページに書いてございまして、保管容器がありまして、そのバルブの閉止とか、蓋の取付によって機能を担保するということとなります。

具体的には、78ページに書いてございます。こういう建物がございまして、格納室というところに保管容器が6個ございます。この中に施設から出た有機廃液を保管して、処理するまでの間、保管するものがございます。こちらについては、それぞれ、容器の中、換気してございますので、廃棄しているということでそちらの系統を切り離して、容器自体



をキャップをして密閉するというような形になります。

79ページにございますが、計測制御系統施設になります。こちらについては、使用を停止するもの、対象としてはその黄色に書いてございますが、セメント固化装置についての計測制御設備について、これを使用停止するということになります。セメント固化装置の計測制御設備については、運転制御系のスラッジ系統の電源の遮断とか、それについて離線を行うということで、スラッジ系統のみの切り離しということで、そのほか、濃縮液系統を処理することはできるんですが、そちらの系統に影響を与えない、回路に影響を与えないような措置をするということで、引き続き液位監視とか、濃縮液の供給に係るインターロック機能を保持できるようにするということになってございます。

具体的な機能としては、81ページにございまして、セメント固化装置については、七つほどの機能を持ってございます。セメント固化装置については、化学処理装置で発生するスラッジと蒸発装置で発生する濃縮液をそれぞれセメント固化するという装置でございしますが、使用を停止する化学処理装置で発生するスラッジについては、機能を停止するというので、表の下、三つになります。停止と機能ということで、工事後、停止となるということで、この三つの機能に関しましては、使用を停止するということ。さらに上の四つに関しましては、濃縮液の処理を行うということで、継続使用するものであるということで、対象になるのは今回、この下の三つの機能になります。

82ページには、そういうことで、使用を停止するもの、一部使用を停止するということになりますが、残される機能もあるということで、それを図示したものでございます。概略図になります。

あと搬送設備、83ページでございしますが、処理施設及び廃棄施設ということで、こちらについては、放射性廃棄物を処理する設備ということで、受け入れる廃棄物を処理するために必要な能力を有するものということで、こちらについては廃液蒸発装置Ⅰが該当するというので、一部使用を停止するに伴って行う措置。これを行っても液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置Ⅰは、受け入れる放射性廃棄物を処理するために能力を有するもの、化学処理装置の使用停止に伴いまして、今まで化学処理装置で処理していた廃液については、蒸発装置Ⅰで処理をするということになりますので、それについての説明ということになります。使用停止しても、蒸発装置Ⅰで処理できるということになりますので、設備の処理能力を超えないよう制限するということになります。

具体的には85ページに書いてございまして、年間処理能力については $3\text{m}^3/\text{h}$ ということ

になりますが、年間190日稼働するということになります。年間処理可能量が3,990m<sup>3</sup>/年ということになりますが、それに対して、現状116m<sup>3</sup>/年ほどというふうになります。十分能力を有しているということになります。

同じくセメント固化装置が、86ページに書いてございます。こちらと同じです。スラッジのほうは処理なくなりますが、濃縮液のほうの処理について評価をしているもの、説明をしているものでございます。

こちらも、87ページの下に書いてございますが、年間処理能力としては、1日0.2m<sup>3</sup>と、年間55日稼働ということで、年間11m<sup>3</sup>ほどになります。実際の年間の廃棄物保管量については1.4m<sup>3</sup>ほどということになりますので、必要な能力を有しているというふうになります。

あと88ページで、保管廃棄設備でございますが、これについては、処理中、処理で発生したものを一時保管するというので、受入施設に引き渡すまで、保管するための設備ということになります。それが必要な能力を有しているかということになります。

具体的には、91ページになりますが、処理中の廃棄物を一時保管する設備として必要な能力を有するというので、設置している建家については、ここに書いてございますが、それぞれ施設の容量、施設によって容量が違ってきます。これはその施設で発生する廃棄物の量によって決められているということで、月の発生量に対して必要な能力を有しているということで仕様を決めているものでございます。

92ページでございますが、安全機能を有する施設ということで、これについては工事はございませんが、安全機能が健全に維持されていることを確認するということになるものでございます。

具体的には、93ページになりますが、安全機能が健全に維持されていることが確認できるように、施設の運転中または停止中に定められた点検、検査または試験、保守、修理ができる設計ということになっています。実際には、施設の運転中、または停止中に定められた点検、検査、または試験、保守、修理、これらができる設計としておりまして、それを行うための空間を設ける、確保する設計になっているということになります。

通信連絡設備、94ページでございますが、こちらについては、安全機能が喪失しても、他の安全機能とは独立しているということで、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはないようになっております。

具体的には95ページになりますが、安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、

または安全機能を有する施設に属する施設。これを廃棄物管理施設において共用する場合に、共用している施設の安全機能が喪失しても、廃棄物管理施設には影響を受けることなく、安全を損なわないよう設計するという事で、具体的なものについては、加入電話とか、所内内線設備になってございます。その中でも、構内一斉放送設備も含まれております。

今回申請したものについては、これらの対象になってございまして、96ページに、今後の対応ということで記載をしております。本設工認の申請書については、冒頭御説明しましたOWTFを除く既設の廃棄物管理施設18施設ございしますが、それごとにそれぞれ施設を編にまとめまして、18編になるんですが、それにまとめております。技術基準の適合性につきましても、技術基準の条文ごとに対象となる施設を横並びで説明しますということで、説明については2回から4回、計3回に分けまして、説明をしたいと考えております。さらに、許可のほうで、使用停止ということで、有機廃液一時格納庫、あと廃液処理棟にあります化学処理装置。これの使用停止に係る工事については、以下に示すとおりということで、有機廃液一時格納庫の使用停止については、使用停止にすることによって、新たに $\beta \cdot \gamma$  固体処理棟Ⅲにあります有機溶媒貯槽、これを受入施設として今申請してございますが、それらの使用前確認が完了した後に、有機溶媒の受入施設が一時的に存在しない状態になってしまうので、使用前確認を完了した後に、使用停止の工事に着手するという事になります。

また、化学処理装置等の使用停止については、その化学処理装置の対象の廃液の処理については、廃液蒸発装置、こちらでもできるということで、使用停止に係る設工認の認可、これが下り次第、使用停止のための工事に着手するというふうに考えてございます。化学処理装置の使用停止については、これは竜巻対策に伴うもので、竜巻対策を行うためには、化学処理装置を停止しなければいけないということになっております。使用停止に係る設工認については、現在申請中の設工認には記載してございませんので、こちらの補正という形で対応させていただければというふうに考えております。

最後に、使用停止に係るプロセスということで、97ページに記載させていただいております。左から化学処理装置、セメント固化装置、有機廃液一時格納庫ということで並べてございます。化学処理装置については、その右側に小さい字で書いてございますが、使用停止に係る設工認認可後、工事に着手するという事になります。こちらについても、それぞれ有している機能がございまして、まず、閉じ込め機能とか処理機能、これを不要に

していった、最終的に閉じ込め機能をなくすと。同位検知器等の離線をして処理機能が停止、不要ということになるということ、それらをもって完了となるということになります。その後、セメント固化装置のほうの使用停止工事に着手するということになります。こちらについても必要な閉じ込め機能とか、処理機能、計測専用機能とか、そういうものについても順次、不要にしていくということ、最終的に計測専用機能が最後になりますが、それを不要にした段階で、使用の停止ということになります。一番右側の有機廃液一時格納庫については、これは独立してございますので、これについては先ほど言いました、これに代わる有機溶媒貯槽のほうで、設工認の使用前確認が完了した段階で、この使用停止の工事に着手するというふうに考えてございます。こちら先ほど説明の中でお伝えしましたが、それぞれ容器に入っていますので、容器のキャップの取付とか、廃棄の閉止とか、そういうものを行いまして、最終的に閉じ込め機能を不要にして完了という流れになってございます。これが全体的な概要ということになります。

あと98ページ以降は、廃棄物管理施設における設工認申請漏れの確認プロセスということで、それぞれこれ以降、別表1、別表2、別表3ということで、別表1については、許可基準規則への対応と後段規制の関係ということで、これを表にまとめたもの。ものとしては101ページになります。

別表2というのもございまして、これについては技術基準の規則への適合性の確認の整理表ということで、それぞれの建家ごとに分けて、その中にある施設設備について、それぞれ項目を起こしまして、それに対して技術基準の条文がどこに当てはまるかということで記載をしているものでございます。これが102ページに記載してございます。凡例ということで記載してございます。

103ページについては、103ページの下の方に別表3ということで、これも抜粋で書いてございますが、別表3については、新規制基準対応に係る設工認申請一覧ということで、これは技術基準ごとにどこに記載しているかということで記載をしているものでございます。これら別表1から別表3を用いまして、抜け漏れの確認をしているということになります。

確認に対してのプロセスということで、100ページに書いてございますが、これは部内確認に係る作業体制ということで記載しているものでございます。担当の会議が作成したものを、担当のマネージャー、課長が確認、あとは部のほうで、これは環境保全部になります。第三者メンバーの確認を終えた後に、次長、部長ということで確認を得ている資

料になってございます。

あとは参考資料ということで書いてございますが、別表2にあります技術基準に関する適合性の確認整理表の中で、今回の申請対象かどうかということで、記号で示しているものがございます。それについては、106ページにございますが、今回の設工認申請の対象であるか、設工認の申請が不要であるか、それ以外の該当ないものであるかということで分類しておりますが、それらの記号、判断するフローというのが106ページに書いてございまして、これに基づきまして、別表2のほうで分類してございます。それに基づいて、申請した対象の機器がちゃんと申請されているかということで、そこで今回の対象なのか、説明不要なのかということで分類をして作成しているものでございます。そちらが、その後ろ、記載されているものでございます。こちらは建家ごとに分けていて、あと番号を振って、それぞれ分かるような形で区別している資料でございます。

長くなってしまいましたが、説明としては以上になります。

○金城チーム長代理 説明ありがとうございました。今回の申請の概要説明ということでありますけれども、5分割最後の申請ということで、内容も多岐にわたりましたし、あとは最後説明ありましたように、最後ですから、漏れがないかといったこともしっかりと確認をして準備しましたという御説明だったかと思えます。

それでは、質疑に入りたいと思います。ただいまの内容について、質問、意見などありましたらお願いします。いかがでしょうか。

では、規制庁、伊藤さん。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

今、御説明いただきました資料1の7ページになりますが、複数回に分けて説明される内容を整理いただいておりますけれども、この第3回で説明をするというふうになっている中で、十四条と二十二条、これは資料の中ではバックフィット対応で追加する設備が該当する条文というふうに説明されているんですけども、今し方触れられていた別表2の資料の中では、これは十四条も二十二条も新規制基準の追加要求事項ではないというふうに整理をされています。新規制基準と旧基準の比較をしたときに、追加要求事項ではない条項に対して、バックフィット対応というふうに説明をされているのは、これはちょっと正確ではないのではないかと思っております。説明資料内で齟齬がないような説明になっているかというところもしっかり確認いただきたいと思いますというふうに考えていますし、今後の資料を作成いただくときにも、こうした観点でしっかり思慮いただきたいと思いますというふうに思ってお

ります。

○金城チーム長代理 JAEAさん、今の件、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

御指摘のとおりです。この表現について、バックフィット対応という表現が、我々の認識とはちょっと違うところはあるとは思いますが、その辺の中の資料のほうについては、確認して整合が取れるように修正したいと思います。

○金城チーム長代理 では、よろしくお願いします。

ほかございますでしょうか。規制庁、加藤さん、お願いします。

○加藤チーム員 原子力規制庁の加藤です。

資料1の4ページ目になるんですけども、本申請の内容としまして、設備の使用停止に伴う設備の変更の記載が一番下のほうにございます。それで、これなんですけれども、本来5月の事業変更許可に伴う工事となっております、最後のほうにあったかと思うんですけども、現時点で設工認申請の申請書のほうに記載されていない内容となっております。第2回目以降の会合ではなんですけれども、現時点で設工認申請書に記載がされていない内容と、あと補正を前提とした内容というのか、資料の中で分かるように明確に区別して示してほしいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○金城チーム長代理 資料の件ですね。今の件、JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

今回の説明書については、確かに補正が前提ということで作らせていただいていたので、この辺については申請と補正で追加するもの、明確に記載させていただきたいと思えます。

○金城チーム長代理 では、資料のつくり、よろしくお願いします。

ほかございますでしょうか。それでは、規制庁、中澤さん、お願いします。

○中澤チーム員 規制庁の中澤です。

資料1の22ページ以降で、第八条、外部事象への適合性について説明いただいていると思うんですけども、技術基準へ適合するその根拠が示されていないと思っております、例えば28ページ目にあります竜巻防護設備なんですけれども、今回の説明資料上でも、申請書上でもなんですけれども、その設置場所や想定される竜巻に対して、どうしてこの高さ、厚さで耐えられるのかという定量的な説明がないと思っております。そうした説明がないと、技術基準への適合性が確認できない状態ですので、妥当性の根拠を整理の上、提示していただければと思います。

○金城チーム長代理 これも説明の問題かなと思いますけど、JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この説明資料上は、たしかにそこまでは書いてございませんでしたが、そちらの説明については、詳細については、当然御説明する必要はあると思っております、これについては面談のほうで御説明ということになるのでしょうか。

○金城チーム長代理 中澤さん、どうぞ。

○中澤チーム員 今回の説明資料でもそうなんですけど、申請者にも書いてないというのは問題かと思っております、説明は会合でしていただく必要もあると思っておりますし、申請書の補正のほうも必要になってくるのではないかと考えています。

○金城チーム長代理 説明じゃなくて、申請書の内容ということですね。いかがでしょうか、JAEAさん。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

すみません。そのとおりでございまして、申請書、まだそこにも記載してないところがございますので、それについてはどちらとも対応させていただきます。

○金城チーム長代理 それでは作業のほう、よろしく申し上げます。

続けてありますでしょうか。続けて中澤さん。

○中澤チーム員 規制庁の中澤です。

関連して、竜巻に関する件なんですけれども、竜巻事象に対する設計について、各建家が竜巻に耐える設計であることの適合性の説明が、今回必要かと思っておりますけれども、申請書において、建家については全く触れられていないと思っておりますので、こちらのほうも、申請上もそうですし、説明資料上もそうですし、追加していただく必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

○金城チーム長代理 JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

その件については、申請書の添付資料5には記載はしているかというふうに考えておりました、それについてさらなる説明が必要であることであれば、その辺については申請書に反映するなり、また説明が必要でありますので、その辺もあわせて対応させていただければと思います。

○金城チーム長代理 それでは、作業方、よろしく申し上げます。

ほかはありますか。では続けて中澤さん、お願いします。

○中澤チーム員 規制庁の中澤です。

続けて竜巻なんですけれども、F2竜巻に対して耐える設計になっている建家については、定量的な評価、建家でF2竜巻の構造健全性を維持できないものもあると思うんですけど、その場合は、セルなど、建家の中にある設備で耐える設計としているものなどあると思うんですけども、許可のほうではやっけていただいているかと思うんですけども、設工認のほうでも、評価の条件や設計の妥当性を示す必要があると考えております。

また、建家が耐えられる図に、運用で対応するというものもあるかと思うんですけど、その具体的な運用についても、根拠とともに示す必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

○金城チーム長代理 JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

評価しているもの、建家の中にセルがあるものもありますし、先ほどおっしゃられました運用でやるところも当然ございますので、それについては、当然説明等、記載が必要かどうかもございますが、説明は当然必要だというふうに考えてございますので、そちらについてもあわせて対応させていただければと思います。

○金城チーム長代理 では作業、よろしく申し上げます。続けて、あと規制庁、伊藤さん、お願いします。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

まず、先ほどの中澤とのやり取りの補足ですけれども、竜巻事象に対して、各建家が耐え得る設計というところについて、許可側で行った評価について、確かに添付書類に示されていることは承知をしておりますので、その上でお伝えをしたいのは、申請書の本文として、申請範囲としてこれが示されていないということ、我々問題視をしていますので、そこをよく御認識の上で対応を検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○金城チーム長代理 JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

そちらの件、承知いたしました。その辺も含めて、申請書にも反映するという事で対応させていただきたいと思っております。

○金城チーム長代理 では、対応、よろしく申し上げます。

続けて、伊藤さん、お願いします。



○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

同じく第八条の外部事象の関係でして、資料1の26ページですと、今回は概要説明ということで、個別の建家については述べられていないんですけれども、今し方竜巻の関係でお伝えをしたように、各事象への各建家の適合性というのが、申請書の申請範囲として述べられていないというふうに考えています。その上で、特に30ページの森林火災について今回説明いただいておりますけれども、その中では、離隔距離を確保できていればというような条件も踏まえたような記載がありまして、これは設計条件としても、申請書の設計条件としても、申請本文における運用対応の考え方としても、離隔距離を確保するという考え方を明確にさせていただく必要があるかなと思っていますので、申請書における扱いということと、あとは適合性の根拠について、今後、整理して提示をいただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○金城チーム長代理 JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

その辺につきましても、今回の申請書等には記載してございませんので、その条件等を改めて記載して、また説明も行うということで対応させていただければと思います。

○金城チーム長代理 それでは対応、よろしく申し上げます。

続けて伊藤さん、お願いします。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

第八条は、今、森林火災を例示して申し上げましたけれども、その他の事象についても、想定する事象ごとに、なぜ想定する事象による、発生する荷重とか、様々な要因に対して、余裕を持った設計と言えるのかという根拠は提示いただく必要があると思いますので、運用対応によっては、安全確保するものについては、作業成立性などの考え方の提示が必要だと思いますので、その点も含めて御検討いただきたいと思います。

○金城チーム長代理 今の件、JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

今いただいた御意見については、一部というふうに考えていて、その辺については、ほかのところにも反映させていただいて、同じような対応ということで、説明の不足しているところは追加ということで、改めて全体見直した形で対応させていただければと思います。

○金城チーム長代理 それでは、対応をよろしく申し上げます。

続けてありますか。どうぞ、中澤さん、お願いします。

○中澤チーム員 資料の42ページ以降で説明されている、第十四条、搬送設備についてなんですけれども、こちらは新規制基準で何か追加要求事項があった条文ではないんですけれども、今回既設の設備をそのまま使用して、特に改造も行わないというふうに認識はしているんですけれども、今回新たに搬送設備を申請している理由を説明いただけませんか。

○金城チーム長代理 今の点、JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

今回、搬送設備として、我々もともと持っていた、既設の設備を申請させていただいたということになります。そもそも放射性廃棄物を搬送する設備というところは、まずございますが、我々の廃棄物管理施設として、今回18施設、対象になってございますが、もう一つ、OWTFというところがございますので、そこの関連性ということで、我々、既設のほうについても、そちらの設工認に絡んで、我々としても現在有している搬送設備についても、対象であるという判断をしておりますので、そちらに合わせた形を取らせていただいたということで、今回改めて搬送設備として申請させていただいたということになります。

○中澤チーム員 規制庁の中澤です。

すみません、ちょっと確認なんですけれども、OWTFとの関連性ということなんですけれども、例えば、OWTFではクレーンなり、フォークリフトなりが、設工認申請されているのに対して、その他の廃棄物管理施設では設工認申請されていなかったもので、OWTFのほうに合わせて今回申請することにしたという理解ですか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

そういう意味では、我々としてはそういう判断です。必要であろうということで判断をしたということで、今回申請対象として記載したということになります。

○中澤チーム員 はい、ありがとうございます。

○金城チーム長代理 説明、ありがとうございました。続けて中澤さん、お願いします。

○中澤チーム員 続きまして、資料の32ページの第十一条、火災による損傷の防止についてなんですけれども、資料には入っておりませんが、申請書のほうでは、消防法及び建築基準法並びに発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針の考え方にに基づき設置する設計とするというふうに記載があるんですけれども、特に、比較的重要度の高い耐震Bクラスの施設を有する建家について、建家ごとに火災対策の3方策、火災の発生防止、火災

検知、火災の影響の軽減をどのように組み合わせるのかというのを、詳細設計、どのように組み合わせるのかという考え方を示していただく必要があるんじゃないかと思っております。技術基準や許可申請書との関係も踏まえて整理して今後提示いただければと思います。

○金城チーム長代理 今の件、JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

今の御意見でございますが、説明する必要があるということで、建家ごとに3方策について御説明するよう、記載、見直したいと思います。

○金城チーム長代理 対応よろしくお願ひします。

ほかございますか。伊藤さんお願ひします。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

中澤の指摘の補足をまずさせていただくと、今の説明として何も無いと思っているわけではなくて、基本的な考え方、火災対策の考え方がどうであって、それに対して比較的重要性がある、例えば耐震Bクラスの施設がある建家では、基本的な考え方をどうブレイクダウンして適用しているのかというところを説明いただきたいと思っていますので、ちょっとそういう観点でお願いできればと思っています。というのが補足でございます。

また別の質問になりますけれども、指摘になりますけれども、資料の54ページです。予備電源の関係で御説明いただいておりますが、これも負荷に対して必要な容量を用意する、設計するという事で説明いただいておりますけれども、加えて今後の説明、検討いただく際に準備いただきたいのは、維持すべき機能を、どの程度の期間要求されていて、その期間との関係で、可搬型発電機の稼働時間に、必要な稼働時間を維持できるのかというところを整理していただきたいと思っています。例えば、燃料供給が必要なのであれば、どの程度の量を常時保持していればいいのかとか、幾つかポイントがあると思いますので、そこを整理して御準備いただきたいと思っています。

○金城チーム長代理 今の点、JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

まず一つ目でございますが、我々としても説明、多分、本文のほうの記載が少ないという認識はしておりますので、その辺については、必要なものについては、当然ながら本部のほうで御説明しなければいけないというふうに考えてございますので、その辺については、必要事項を記入するという事で対応させていただければと思います。

2件目については、こちらについても、当然、建家によって必要な機能はありますので、それに対応する機能、時間とか、そういうのは当然、勘案した上での設置ということになりますので、その辺も含めて、当然、必要時間とか、どういう機能に対してどのくらいという形で、それが分かるように説明資料のほうは、説明するような形にしたいと思います。

○金城チーム長代理 では対応方、よろしくお願いします。

ほかございますでしょうか。規制庁の加藤さん、お願いします。

○加藤チーム員 規制庁、加藤です。

資料1の93ページになるんですけども、第十二条の安全機能を有する施設の中で、第1項についてなんですけれども、どのような機能を維持するために、どのような試験、検査をして、保守または修理ができる設計とするのかということ、設備ごとにきちんと整理して提示していただく必要があると考えているんですけども、いかがでしょうか。

○金城チーム長代理 今の点、JAEAさんいかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

当然、我々もその必要があるということを考えています。ただ、今回の説明資料として、条文で分ける上で、こういう形になってしまいましたが、当然それぞれ安全機能については説明する必要がございますので、それぞれに対して説明を行うという形の資料になると思いますので、そちらで対応させていただきます。

○金城チーム長代理 対応方、よろしくお願いします。

ほかはございますか。規制庁、中澤さん、お願いします。

○中澤チーム員 別表1についてお伺いしたいと思います。別表1の1ページ目の第三条、閉じ込めのところなんですけれども、上から三つ目に、許可の記載では放射性廃棄物を搬送する設備は、放射性物質の落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットを用いる設計とするということが書いてございまして、1ページ目では、後段規制での対応は、運用による対応としているんですけども、他方で、同じ資料の5ページ目、OWTFのほうを見ると、後段規制での対応が、設備による対応のところ丸がついていまして、先ほど搬送設備を追加した理由をお聞きした際に、OWTFと合わせましたということだったんですけども、ここで違いが生じてきているのはなぜでしょうか。

○金城チーム長代理 今の点、JAEAさん、説明よろしくお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

その点につきましては、我々の既設のほうの廃棄物管理施設については、その専用の、

例えば吊り具とか、パレットとか、そういうのは使っていないということの、ちょっとそこがOWTFと違うところということで考えております。

○中澤チーム員 分かりました。ありがとうございます。

○金城チーム長代理 今の件で、大丈夫ですか。

○中澤チーム員 はい、大丈夫です。

○金城チーム長代理 それでは、ほかに質問とか確認。では、加藤さん、お願いします。

○加藤チーム員 原子力規制庁の加藤です。

同じく別表1についてなんですけれども、例えば2ページ目とかの一番上の、火災等による損傷の防止の一番上のところで、文末に、火災及び爆発の影響を軽減する設計とするというのがあるかと思うんですけれども、こういった設計とするというふうになっている一方で、その右側にいつていただくと、運用による対応に丸がついています。許可のほうで設計とするというふうになっておりますので、設工認申請の対象となると考えているんですけれども、こちらにつきましては、どうして設工認申請の対象としていないのでしょうか。

○金城チーム長代理 今の点、JAEAさん、なぜ設備対応じゃないんでしょうかねということだと思いますけど、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

我々の理解としては、設計という言葉については、運用上のものも含めて考えているというふうに思っておりますので、その辺についても、今申請するのに記載がないところがございますので、その辺も含めて、今後、補正に向けて、その辺の記載も含めた形で御説明したいというふうに考えております。

○加藤チーム員 よろしくお願いたします。

○金城チーム長代理 それでは、対応、よろしくお願いたします。

ほか、ございますか。では、規制庁、伊藤さん、お願いします。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

今の加藤とのやり取りで、もう少し補足というか、追加をしておきたいんですけれども、言葉尻で設計とすることだけではなくて、例えば第八条で、中には運用で対応するものも当然あると思うんですけれども、技術基準の第八条への適合を判断するという観点からいくと、運用でどういう対応をするのかということも含めて、約束をしていただく必要があると思っております、その上で、特に運用を具体化して運転段階に反映するものについては、保安規定でも明示をされるという、そういう許可から含めたら三段構えになる

んだと思いますので、そこをしっかりと、どれをどういう運用については設工認でも約束が必要なのかというところを、しっかりと整理いただきたいというふうに思っています。

○金城チーム長代理 JAEAさん、今の点、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

その件については、我々についてもハード面ではなくてソフト面も、運用上も含めて、対応するところがございますので、その辺については申請書のほうで説明できるように、記載のほうで対応していくというふうにしたいと思います。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

よろしく申し上げます。続けて違う確認をさせていただきたいのですが、別表1の中で、またこれ第八条で申し訳ないんですけども、竜巻や森林火災について、竜巻は資料の中段ぐらいですか。1ページ目の下段のほうには森林火災について書かれておりまして、例えばAの廃液処理棟について見ていくと、A-1、これは廃棄処理棟の建家だと思んですけども、これについては、竜巻も森林火災も、括弧がついていなくて、申請対象にはなっていないという整理を別表1ではしているということです。今の話にも関連しますけれども、実際の工事を伴わない場合、申請が不要という認識を仮に持っていらっしゃるのであれば、それは誤りであるというふうに考えていますので、改めていただきたいなと思っております。

幾つかの資料の整合という意味で見ますと、別表2のほうで、これどう表現しているかという、一重丸をつけて、申請対象というふうにされていますので、今回の資料、別表の1から3を作られた意味は、申請範囲はどこなのかというのを明確にさせていただくというのが趣旨だというふうに理解していますので、そういった意味でも、資料間で整合が取れるように、しっかりと整理をしていただきたいと思っています。

よろしく申し上げます。

○金城チーム長代理 今回の点、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

その点については、冒頭にもありましたので、この辺については資料の整合性ということで、中身、再度確認させていただいて、その辺は整合が取れるように、修正または作成したいと思います。

○金城チーム長代理 では、対応方、よろしく申し上げます。

ほかございますでしょうか。規制庁の中澤さん、申し上げます。

○中澤チーム員 続いて、別表2についてですけれども、まず、資料の見方をちょっと教えていただきたいんですけれども、記号が黒いものと赤いものがございますけれども、これって何か違いはあるんでしょうか。

○金城チーム長代理 今の点、JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

赤字、黒の字がありますが、基本的には同じものでございます。

○中澤チーム員 ありがとうございます。続いてですけれども、確認ですけれども、幾つかの設備を赤い枠でくくってあるところがあると思うんですけれども、これはどういった意味でしょうか。

○金城チーム長代理 JAEAさん、いかがでしょうか。これも資料の読み方ですね。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

これは、赤枠でくくっている部分につきましては、技術基準の適合性を説明する上で、設備機器単体というわけではなくて、それぞれそれらの構成する機器全体で説明するものということで、ものとして、グループとして、赤枠でくくっているものですので、個々に機器単体で説明するというよりは、その機器の構成で系統として説明するべきものというふうに考えているものでございますので、そちらでその構成機器をくくっているという印でございます。

○中澤チーム員 ありがとうございます。まとめて説明される部分が赤枠でまとめてあるということで、理解いたしました。

ただ、凡例のほうに何も書いていないというところもありますので、今後、同じような資料が使われる際には、凡例にも追加いただいたほうがよいかと思います。

別表2に関連してなんですけれども、例えばですけれども、1ページ目の廃液処理棟の建家を見ていくと、申請対象である丸が幾つもついているかと思うんですけれども、設工認申請の欄ですね。上の建家と書いてあるところの下の行ですけれども、そこに無と書いてあるので、設工認申請対象ではないように見えてしまうんですけれども、これは申請対象ということよろしいですか。

○金城チーム長代理 これも資料の読み方ですね。JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

記号の丸については、申請対象ということで、当然、適合性の説明が必要だというふうに考えているものです。

○中澤チーム員 規制庁の中澤です。

ということは、設備の建家の下に無と書いてあると思うんですけど、これが有になると、設工認申請対象、無になると設工認申請ではないというふうに見えるんですけど、その理解で合っていますか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

すみません、ちょっと私が勘違いしていました。施設の下に書いてあるところの赤とか青ということになると思うんですが、これは新たに申請するものという位置づけで、ここで有のところについては、色をつけているところでございます。青については、これは使用停止に伴うものということで、そこの赤と青の色分けはしてございますが、基本的には申請対象のものということになります。

○中澤チーム員 規制庁、中澤です。

ちょっとうまく、私の理解が不足しているのかもしれないんですけど、建家の下に無って書いてあるんですけど、これはどういう意味なんでしょうか。

○金城チーム長代理 JAEAさん、今のやつは建家、1の建家の下は無の件だと思うので、ここに端的にどういう意味か答えていただければいいと思うんですけど。

○原子力機構（佐藤（拓）主査） 原子力機構の佐藤です。

こちらの設備名の下は無というものにつきましては、こちら今まで工事等を行ったりとかはしないということで無という意味でつけているものとなっております。あと、有というものにつきましては、こちらは新しく今回の申請で追加する設備というもので、有という形にしています。

それで、赤色のものにつきましては、それが新しく出すものとして有というふうにして、青色につきましては、使用停止に伴って、何らかの工事なり何なりを、設計の変更等を行うものは有という形で、青色にしているという形になっております。以上です。

○中澤チーム員 無と書いてあっても、下のほうで見ていって、丸がついているところは今回申請されるというふうに理解しましたが、それで認識、合ってますでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

はい、その認識で合っております。

○中澤チーム員 ありがとうございます。

○金城チーム長代理 ほかはございますでしょうか。続けて、中澤さん。

○中澤チーム員 続けてで恐縮ですけども、同じ別表2の第十三条のところについてお



伺いできればと思います。第十三条、材料及び構造の、まず要求事項ですけれども、容器等について設計上、要求される強度及び耐食性をカバーできるものであることというふうになっておりまして、ただ、この資料を確認した限り、全てパーということ、今回申請対象となる設備はないというふうな御説明になっております。ただ、一方で、許可本文を見ますと、火災及び爆発の防止に関する構造として、焼却処理及び熔融処理を行う設備は耐火性、耐熱性及び耐食性の材料を使用するというふうになっておりまして、また、添付書類においても、液体廃棄物の漏えい及び散逸防止の設計として、蒸発装置及びセメント固化装置は、耐食性を考慮した材料とするというふうな記載になっております。

許可と照らしても、廃棄物管理施設において何かしらの強度や耐食性を確保すべきものはあるんじゃないかと思っておりますので、第十三条に該当する設備が、本当にないのか。あるんじゃないかと思っております。ですので、対象設備を整理して提示をお願いします。

○金城チーム長代理 今の件、JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

第十三条については、我々としては要求事項は変わってないという判断でございまして、既に許可をいただいているというところもありまして、表上は特に記載がなかったということになります。ただ、今御意見いただいたということで、これについては、再度ちょっと見直させていただいて、検討させていただければと。再度、検討させていただきます。

○金城チーム長代理 では、対応をよろしくをお願いします。

ほかはございませうか。伊藤さん、お願いします。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございませう。

全体的な点、コメントさせていただきたいんですけれども、第2回以降の具体的な申請範囲は、これから審査をしていくということになるんですけれども、ここまで指摘させていただいているように、申請以降、各条文に対して、適合性の判断に必要なような書類がなかなか、ほぼ提示されていないような状態にあるのかなというふうに認識しています。本来ですと、申請と同時か、あるいは、その後速やかに提示いただいて、審査を進めていくというふうに考えていますので、審査、今後効率的に進めていくという観点からしましては、機構においては、本日、様々な指摘させていただいておりますので、そうした点を踏まえて、それ以外にも不足がないかということを考えていただいた上で、速やかに必要な説明資料を提示いただきたいというふうに考えております。いかがでしょうか。

○金城チーム長代理 JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

はい、その点については、たしか資料等、説明と必要な書類が提示してないということ  
はございますので、これについては順次対応させていただきたい、対応していくものだと  
いうふうに考えておりますので、そちらも対応します。

○金城チーム長代理 それでは、対応方、よろしく申し上げます。

ほかございますか。伊藤さん、申し上げます。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

今の補足説明資料も含めた資料の提示をという話でしたが、今度は申請範囲という意味  
で申し上げたいんですが、これもこれまで御指摘しているように、例えば第八条であれば、  
竜巻防音壁に関するような申請にしかかっていないとか、建家については申請対象になっ  
ていないというように、許可との関係があまりにも考慮されていないのではないかなとい  
うのは懸念をしております。

ですので、今後の説明の準備をしていただくに当たっては、補正の準備も含めてなん  
ですけども、まず、許可との整合性というのをしっかり全面的に見直していただきたいと。  
その上で、どういう説明が必要なのかというのを準備を進めていただきたいというふう  
に思っております。

○金城チーム長代理 今回の件、いかがでしょうか。先ほどの設計の言葉の使い方とか、い  
ろいろ確かにあったかと思えますけど、JAEAさん、いかがですか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

その点につきましては、了解いたしました。全体的に見直させていただいて、今後の資  
料を、補正も含めて、反映していきたいと思えます。

○金城チーム長代理 それでは、よろしく申し上げます。同時に手が挙がってました規制  
庁、中澤さん、いかがですか。

○中澤チーム員 中澤です。今回の説明資料には含まれていないんですけども、申請書  
の記載のうち、準拠した法令、基準及び規格というところがあるんですけども、ほとん  
ど工事を行うものではないため、準拠した法令、基準及び規格はないというふうにされて  
います。ただ、今回、工事を行わないとしても、申請対象の設備がどのような法令、基準、  
規格に準拠しているか確認する必要がありますので、全面的に見直しをお願いしたいと思  
います。いかがでしょうか。

○金城チーム長代理 JAEAさん、いかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

そういう意味では、確かに申請書には記載してないところがございますので、当然、その対象となる準拠した法令とか、基準、規格のほうについては、記載させていただきたいと思います。

○金城チーム長代理 それでは、対応、よろしくお願いします。

ほかございますか。続けて中澤さん、お願いします。

○中澤チーム員 本日の説明において、新規要求事項であるが、申請を要しないと整理されているもの。別表2で言うと◎に該当するものですがけれども、原科研の処理場のほうでも同様に進めておりますけれども、既許可の設工認申請書において、新規要求事項に相当する記載があるというふうな主張でありますので、これらに関しては、審査資料、根拠となる資料を提示いただいた上で、まず事実確認を行いたいと思っております。

もし内容に疑義がある場合には、審査会合において説明を求めることとしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○金城チーム長代理 今の点、いかがでしょうか、JAEAさん。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

その辺については、原科研処理場のほうと共有しているというところで、その辺については資料のほうを準備を行っているところではありますので、その辺については、同様に提示したいというふうに考えております。

○金城チーム長代理 いろいろと作業方、よろしくお願いします。

ほかございますか。こちら規制庁側は特になさそうですけど、田中委員、何かございますでしょうか。

○田中委員 様々な多くの指摘をしたかと思っておりますので、それらに対して、対応をお願いしたいと思いますし、また、許可との関係とか、いろんな点についても指摘していますので、よろしくお願いします。

○金城チーム長代理 ありがとうございます。

JAEAさんは何か、説明ちょっと足りてなかったところとかありましたら、お願いします。ありますか。特によろしいですか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

こちらからは特にございません。

○金城チーム長代理 ありがとうございます。今日、最後の分割申請の、まず全体像の

概要説明ということでしたので、いろいろ今後の作業に当たって必要なものを御指摘したかと思えます。

それでは、最後に、今回の審査会合における指摘の内容ですね。これまとめに入りたいと思えます。ちょっといろいろ今日はありましたので、JAEAさんもしっかりと確認いただければと思えます。

まず、事務局のほうから指摘内容の説明をお願いします。

○中澤チーム員 事務局の中澤でございます。

それでは、資料2を用いて指摘事項をまとめさせていただきます。JAEAの理解を進めながら、進めていきたいと思えます。

資料につきましては、指摘事項の案としておりまして、記載してある指摘内容をJAEAのほうでも了解できましたら、その旨、追記の上で改めて公表したいと思っております。

それでは、資料の最初のほうから始めていきたいと思えます。1ポツの審査会合における説明方針のところですが、バックフィット対応で追加する設備の欄に、バックフィット対応ではない条文が、新規制基準追加要求事項がない条文が含まれていたということもありまして、説明資料内でそごがないか、全体的に見直しをお願いしたいと思えます。この点はいかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この辺は了解いたしております。

○中澤チーム員 よろしく申し上げます。

続いて2ポツの本申請の全体概要のほうに移ります。まず、最初の丸のところですが、今回、概要の説明をいただきましたけれども、昨年4月に申請いただいた申請書に書いてある内容と、今後、整理追加する予定の内容の区別がつかない資料となっているので、区別した資料にさせていただくようお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この件につきましても、明確になるように対応させていただきます。

○中澤チーム員 よろしく申し上げます。

続いて、次の二つ目の丸に移ります。第八条、外部事象のうち、例えば、竜巻を例に挙げましたが、技術基準に適合する根拠の説明が説明資料上、申請書上、不足しているという印象を受けておりますので、記載の充実をお願いします。この点はいかがでしょうか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この件に関しましても、対応させていただきます。了解いたしております。

○中澤チーム員 お願いします。

3番目の丸も同じかと思いますので、2ページ目の最初の丸のほうに移ります。

第11条、火災による損傷の防止への対応として、火災対策の3方策をどのように組み合わせるのかという考え方が必要かと思いますので、こちらも整理をお願いいたします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

これにつきましても、建家ごとに火災対策の3方策ということで、整理して記載させていただきます。

○中澤チーム員 よろしくお願いします。

続いて、その下の第12条、安全機能を有する施設についてですけれども、こちらは設備ごとにどのように試験・検査、保守、修理できる設計とするのか、整理して提示をお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この件につきましても、了解しております。我々としても必要だと思っておりますので、対応させていただきます。

○中澤チーム員 続きまして、第22条、予備電源について。可搬型発電機のものごどれくらい稼働することを要求されているのかという点を含めて、例えばですけれども、燃料をどれくらい持っていれば、可搬型が十分稼働できるのかという点も含めて、整理して説明をお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この件についても、当然、維持すべき機能というので変わってくると思しますので、その辺も含めて対応させていただきます。

○中澤チーム員 お願いします。

3ポツの申請設備の網羅性についてに移ります。最初の丸ですけれども、搬送設備です。OWTFでは設備による設計対応となっているのに対して、ほかの廃棄物管理施設では、運用対応というふうになっているという点ですけれども、OWTFとその他の廃棄物管理施設で、設計が違うという話をいただいていたんですけれども、どのように違うのか、今後詳しく説明いただければと思います。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この件についても、違い等で整理して提示していきます。

○中澤チーム員 よろしくお願ひします。

その下の丸ですけれど、既許可申請書において、～できる設計とするとしている箇所について、運用による対応のみとしているものがありまして、どのような設計対応とするもの、運用対応とするもの、どのような考え方なのか整理していただければと思います。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この辺についても、ハード対策と運用でできるもの、その辺についても、明確に分かるように対応します。

○中澤チーム員 その下の丸ですけれども、別表1と別表2で、申請対象の設備にそごがあるという点がございまして、資料間で整合が取れるように修正のほうをよろしくお願ひします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

これについては、再度確認させていただいて、整合が取れるように資料作成します。

○中澤チーム員 その下、別表2にまいります。別表2に示してある設備で、いずれかの条項に丸がついている設備は、申請対象になりますので、ほかの指摘を踏まえて、再度考え方を整理した上で、今、申請上、未申請な設備については、補正で適切に反映をお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この辺についても、補正のほうで、抜けがないように対応いたします。

○中澤チーム員 その下の、同じ別表2の第13条について、こちらについても全てバーになっておりますけれども、許可の記載とも照らし合わせて、改めて整理した上で、三角の設備があるのではないかと思いますので、その点も検討整理の上、提示をお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この点についても、ちょっと検討させていただいて、その結果によって対応させていただくということにいたします。

○中澤チーム員 よろしくお願ひします。

続きまして、3ページ目の4ポツ、全体を通じての指摘になりますけれども、第2回目以降の審査内容で、具体的な各条文への適合性を検査していくことになりますけれども、適合性の判断に必要な材料が足りていないと、こちらは思っておりますので、審査を効率的に進めるという観点からも、速やかに必要な説明資料を整理の上、提示をお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

こちらについても対応いたします。

○中澤チーム員 お願いします。

続きまして、その下の丸に移ります。準拠した法令、基準、規格についても、記載が不足していると思いますので、こちらも全面的に見直しをお願いします。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この辺につきましても、了解いたしました。対応させていただきます。

○中澤チーム員 最後の丸ですけれども、原科研の処理場と同様に、過去の設工認申請で基準を満たしていることの説明がつくために、申請を利用しないと整理しているものについては、根拠を提示いただく必要がありますので、準備のほうをいただければと思います。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

この辺についても準備して、合わせて説明できるように実施していきます。

○中澤チーム員 指摘事項のまとめについては、以上になります。

今回示した指摘事項については、案がついておりますけれども、ただいまJAEAからも了解を得たこと、今後適切に対応していく旨、回答がありましたので、その旨、追記の上、案を取って公開させていただきます。

○金城チーム長代理 繰り返しになりますけれども、中澤のほうからもありましたように、2回目以降の審査会を、今日は概要でしたけれども、審査会合で、しっかりところいった資料をそろえていただくといったことが、やはり審査を効率的に進めるか否かの大きなポイントになると思いますので、JAEAさんのほうは対応のほう、よろしくをお願いします。

何かございますか。

○原子力機構（庄司課長） 原子力機構、庄子です。

こちらからはありません。

○金城チーム長代理 それでは、以上をもちまして第492回の審査会を終了します。

お疲れさまでした。